平成22年3月30日

岩手県公安委員会

委員長 藤 原 博

岩手県公安委員会規則第3号

[略]

[略]

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則(昭和35年岩手県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後									
別表第1の	2 (第5条関	 係)			別	表第二	1 O.)2(第5条関	[係)				
	身体障害者	等の区分	1 身体障	2 戦傷病			/	身体障害者	等の区分	1	身体障	2	戦傷病
障害の国	区分		害者	者		障害	の[区分		4	害者	者	
[略]						[]	略]						
ヒト免疫不全ウィルスによる [略]				ヒト免疫不全ウィルスによる				[略]					
免疫機能障害				免疫機能障害					<u> </u>				
						肝臓	機能	<u>能障害</u>		13	級から3	特別	項症か
										級	までの各	<u>ら第</u>	3項症
										<u>級</u>		まで	の各症
[略]						[略]							
別表第2	(第12条の2関 Ⅰ	係) 			別			(第12条の2関 ■]係) 				
種 類	路線名		区間			種	類	路線名	区間				
[略]	Π						略]	<u> </u>					
一般国	[略]					一般	玉		ı				
道	45号	[略]				道		45号	[略]				
				第2地割30							田町船越		
		番47から	b山田第1地	割11番1ま					番47から	Ήέ	田第1地	割11	番1ま
		で							で				
											金浜第7		
											ら大字松	山第	6 地割
									28番1ま				
			『田野畑村南 ************************************								野畑村南		52番 3
			:芦48番1ま [*]	で						で声4	48番1まっ	<u>で</u>	
	5.4.7	[略]						5.4.7	[略]				
	[略]							[略]					
県道	花巻衣川線	[略]				県道		花巻衣川線	[略]				
								上米内湯沢			田15地割		
								<u>線</u>			羽場11地	割上	大島53
									番1地先	E E	で		
	柏台松尾線	[略]						柏台松尾線	[略]				

[略]

	東大通り1	[略]
	号線	
	I may po toly	
	大町只越1	[昭]
5	号線	
[略]		

東大通り1	[略]
号線	
殿畑 6 号線	盛岡市永井31地割殿畑151番地先
	から8番地先まで
東谷地2号	盛岡市永井6地割東谷地94番2
<u>線</u>	地先から46番地先まで
東谷地平屋	盛岡市永井6地割東谷地46番地
敷線	先から5地割平屋敷3番地先ま
	<u>で</u>
永井釜淵谷	盛岡市永井5地割平屋敷3番地
地線	先から紫波郡矢巾町大字赤林第
	3地割字釜淵谷地197番2地先ま
	<u>で</u>
釜淵谷地上	紫波郡矢巾町大字赤林第3地割
野線	字釜淵谷地124番1地先から第2
	地割字上野207番地先まで
赤林横道線	紫波郡矢巾町大字赤林第2地割
	字上野207番地先から第1地割字
	<u>一本松171番1地先まで</u>
羽場釜淵谷	紫波郡矢巾町大字赤林第1地割
地線	字一本松171番1地先から盛岡市
	湯沢14地割間渡116番地先まで
大島線	盛岡市永井1地割高屋73番1地
	先から湯沢14地割間渡116番地先
	<u>まで</u>
大町只越1	[略]
号線	
[略]	

(交通規制の対象から除く車両等)

第5条 法第4条第2項の規定に基づき、次に掲げる車両は 第5条 法第4条第2項の規定に基づき、次に掲げる車両は 、法第4条第1項の規定に基づく道路標識等による交通の 規制の対象から除くものとする。

(1)~(3) [略]

(4) 道路標識等による法第45条第1項の規定による駐車 禁止の規制並びに法第49条の2第2項及び第4項の規定 による時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両

ア〜エ [略]

(交通規制の対象から除く車両等)

、法第4条第1項の規定に基づく道路標識等による交通の 規制の対象から除くものとする。

 $(1)\sim(3)$ [略]

(4) 道路標識等による法第45条第1項の規定による駐車 禁止の規制並びに法第49条の3第2項及び第4項の規定 による時間制限駐車区間の規制並びに法第49条の4の規 定による高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対 象から除く車両

ア〜エ [略]

2 [略]

(駐車禁止の解除等)

定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の 各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

 $(1)\sim(4)$ [略]

2~7 [略]

別表第1 (第2条関係)

申請書等	経由先
[略]	[略]
緊 急 自 動 車 届出確認証返納届 道路維持作業用自動車	
(様式第4号の6)	
確認事務委託対象法人登録(登録更新)申	[略]
請書	
(様式第5号の2の12)	
[略]	
[略]	

2 [略]

(駐車禁止の解除等)

第10条 法第45条第1項ただし書又は<u>第49条の2第5項</u>の規 第10条 法第45条第1項ただし書又は<u>第49条の5</u>の規定によ る警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号の いずれにも該当する場合に行うものとする。

(1)~(4) [略]

 $2 \sim 7$ [略]

別表第1(第2条関係)

申請書等	経由先
[略]	[略]
緊 急 自 動 車 届出確認証返納届 道路維持作業用自動車	
(様式第4号の6)	
<u>高齢運転者等標章申請書</u>	警察署長
(施行規則別記様式第1の3の2)	
確認事務委託対象法人登録(登録更新)申	[略]
請書	
(様式第5号の2の12)	
[略]	
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同月19日から施行する。